

太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方

平成 19 年 3 月 30 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会申合せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）における太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針を踏まえ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）の申し合わせに併せて、関係府省庁による太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方を以下のとおり申し合わせる。

1. 基本的方針

太陽光発電の導入及び建物の緑化については、政府自らが地球温暖化防止の取組を、まず身近なことから始めるとの考え方の下、可能な限り進めるという方針に基づき実施する。

2. 整備計画の策定

効率的で着実な整備を進めるため、以下に掲げる事項を踏まえて整備計画を策定する。

2-1 新築の庁舎

新築の庁舎については、太陽光発電の導入及び建物の緑化を図るものとする。ただし、以下の条件を勘案し、効果的な整備に努める。

- 日射量の確保（長期にわたる積雪など）
- 庁舎の使用目的
- 地域の都市計画等

（注）

新築する庁舎については、積雪などで十分な日射量の確保が困難な場合等を除いて、原則として全ての庁舎を対象に太陽光発電の導入及び建物の緑化を行うものとする。

2-2 既存の庁舎

(1) 対象施設

既存の庁舎については、2-1 に示す条件のほか、以下の条件を勘案し、太陽光発電の導入又は建物の緑化の効果を有効に發揮できる庁舎を対象とする。

- 構造体の耐震安全性が確認されている
- 屋上の積載荷重に余裕がある
- 太陽光発電設備及び建物の緑化のいずれも整備されていない
- 屋上へ通ずる安全な階段がある

(注)

既存の庁舎については、さまざまな制約があることが想定されるため、当面重点的に整備する対象施設を定め、計画的に整備を進めるものとする。

庁舎屋上に一定規模の整備可能スペースがあるとき、太陽光発電の導入と建物の緑化のいずれを優先するかは、庁舎の位置・規模・構造、利用形態等を勘案して適切に判断されるべきであるが、以下を目安とする。

- ・設置階が高層、緑化率が高い庁舎 → 太陽光発電の導入を優先
- ・設置階が低層、緑化率が低い庁舎 → 建物の緑化を優先

(2) 整備の優先度

整備の効果を高めるため、整備量が大きい庁舎、人口の多い都市に立地する庁舎、また、大規模庁舎を優先して整備する。

ただし、都市景観の向上や都市の活性化への寄与等事業実施による効果等も勘案し、総合的に判断した上で実施事案を決定する。

(注)

太陽光発電の導入及び建物の緑化について、整備の効果を發揮するためには、各庁舎において一定規模以上の整備を行うものとする。

- ・太陽光発電の導入 → 5 kW以上
- ・建物の緑化 → 50 m²以上

また、各庁舎における整備量については、庁舎の位置・規模・構造、利用形態等を勘案して適切に判断されるべきであるが、事業者や国民の取組促進を図るためにには、なるべく多くの庁舎において整備することが望ましい。

(3) 留意事項

平成19年度から24年度までの6年間を計画期間とし、計画策定に当たっては、以下の点に留意する。

- ・対象施設と整備量
- ・地域間のバランス

3. 整備における留意事項

3-1 共通事項

来庁者等に対する施策の周知に配慮すると共に、当該施設の視察・見学等についても考慮した整備を行う。

3-2 太陽光発電の導入

太陽光発電の導入に当たっては、発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果についての説明が可能となるよう考慮した整備を行う。

3-3 建物の緑化

建物の緑化に当たっては、良好な景観の形成、来庁者等へのアメニティ効果についても充分考慮した整備を行う。